第七十条　削除

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第四条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第五十条に関する事項） **第二十二条**　船員労務供給事業には、定期傭船契約による場合を除き、請負契約により人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させる事業を含む。	（法第五十条に関する事項） **第二十二条**　船員労務供給事業には、期間傭船契約による場合を除き、請負契約により人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させる事業を含む。

（海上運送法施行規則の一部改正）

第五条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出を要しない貸渡し） **第四十五条**　法第四十四条の二ただし書の国土交通省令で定める期間は、六月（当該船舶に係る貸渡しが定期傭船である船舶については二年）とする。	（届出を要しない貸渡し） **第四十五条**　法第四十四条の二ただし書の国土交通省令で定める期間は、六月（当該船舶に係る貸渡しが期間傭船である船舶については二年）とする。

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第六条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（倉庫寄託約款の記載事項） **第六条**　法第八条第一項の倉庫寄託約款に定める事項は、次の通りとする。 一～七　（略） 八　発券倉庫業者にあっては、倉荷証券に関する事項 九　（略） （倉荷証券の発行の許可の申請） **第十条**　法第十三条第一項の許可を申請しようとする者は、氏名等を記載した倉荷証券発行許可申請書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。 一～三　（略） 四　倉荷証券の様式 五　倉荷証券発行原簿の様式を記載した書類 六　発券業務の管理組織及び倉荷証券の取扱手続に関する説明書 七　（略） （発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請） **第十五条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　倉荷証券の様式	（倉庫寄託約款の記載事項） **第六条**　法第八条第一項の倉庫寄託約款に定める事項は、次の通りとする。 一～七　（略） 八　発券倉庫業者にあっては、倉庫証券に関する事項 九　（略） （倉庫証券の発行の許可の申請） **第十条**　法第十三条第一項の許可を申請しようとする者は、氏名等を記載した倉庫証券発行許可申請書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。 一～三　（略） 四　倉庫証券の様式 五　倉庫証券発行原簿の様式を記載した書類 六　発券業務の管理組織及び倉庫証券の取扱手続に関する説明書 七　（略） （発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請） **第十五条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　倉庫証券の様式

第七十条　貨物引換証ノ紛失其ノ他ノ事由ニ因リ之ト引換ニ貨物ノ引渡ヲ請求スルコト能ハザル場合ニ於テ引渡請求者ガ其ノ権利ヲ証明シ又ハ相当ノ担保ヲ供シタルトキニ限リ鉄道ハ貨物ノ引渡ヲ為スコトヲ得